



6月30日の農業委員会総会後に行われた農作業事故防止の研修会（市役所）

≡ VR映像で農作業事故の防止を ≡

定例の農業委員会総会後に、VRゴーグル（※1）による「農作業事故防止のための模擬体験会」を開催しました。交通事故と農作業事故の死亡事故発生率を比較すると、農作業事故の発生率が5倍以上高いとのこと。VR映像でヒヤリとする模擬体験をすることで未然事故防止を期待するものです。あわてる、油断する、疲れている、イライラしているなどの状況は特に事故が起きやすいです。気を付けましょう。

（※1）立体映像で農作業事故の疑似体験ができる機械です。

「農地」のあれこれ、こんな時どうすれば？

農地には、「農地法」という農地を守る法律があります。場面に応じて手続きがありますので、参考にしてください。
※農業委員会への各種届出・申請の様式はホームページからダウンロードできます。

Q 地目を変えたい場合

A 農業委員会では、直接、地目を変える手続きはありません。固定資産税にかかる評価地目を変更する場合は、市民課固定資産税係にお尋ねください。登記簿地目を変更したい場合は、法務局にお尋ねください。

Q 耕作をやめる

A 「休耕届」が必要です。
※中山間直払い制度等の対象地になっていると地域との調整が必要な場合があります。
※耕作をやめた後においても、草刈り等、適切な管理をお願いします。

Q 農地がほしい（借りたい）

A 売買や譲渡で取得する場合と、借りる場合で手続きが異なります。お尋ねください。
※農業委員会で農地の譲渡、売買の許認可を受けただけでは、登記簿は変わりません。法務局で所有権移転の登記申請を行ってください。

Q 農地を農地以外に使いたい（転用）

A 住宅や格納庫、駐車場、資材置き場など、「転用」の手続きが必要です。
※法律で規制されている農地（例：農業振興地域、地域計画など）は、別途手続きが必要です。

Q 農地を相続した

A 農業委員会事務局に農地法第3条の3の規定による届出が必要です。

Q 農地を譲りたい

相続で農地を取得したけど、耕作される方もいないし、管理もできないので誰かに引き取ってもらいたい。

A 国に引き渡す「国庫帰属制度」が新たに創設されました。法務局にお尋ねください。

お問い合わせ先

糸魚川市農業委員会 事務局（糸魚川市役所内3階）

TEL. 025-552-1511 FAX. 025-552-1086



ホームページ



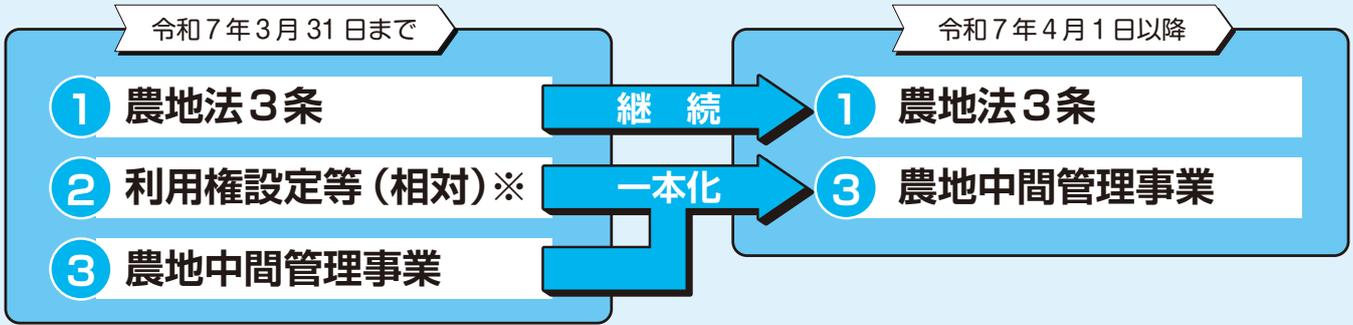
メール送信

令和7年
4月から

農地の賃借の 方法が変わりました

国の制度改正にともなって、令和7年4月から賃借の手続きの方法が変わりました。

相対の契約 ② 利用権設定 から ③ 農地中間管理事業 を挟む手続きに一本化されました。



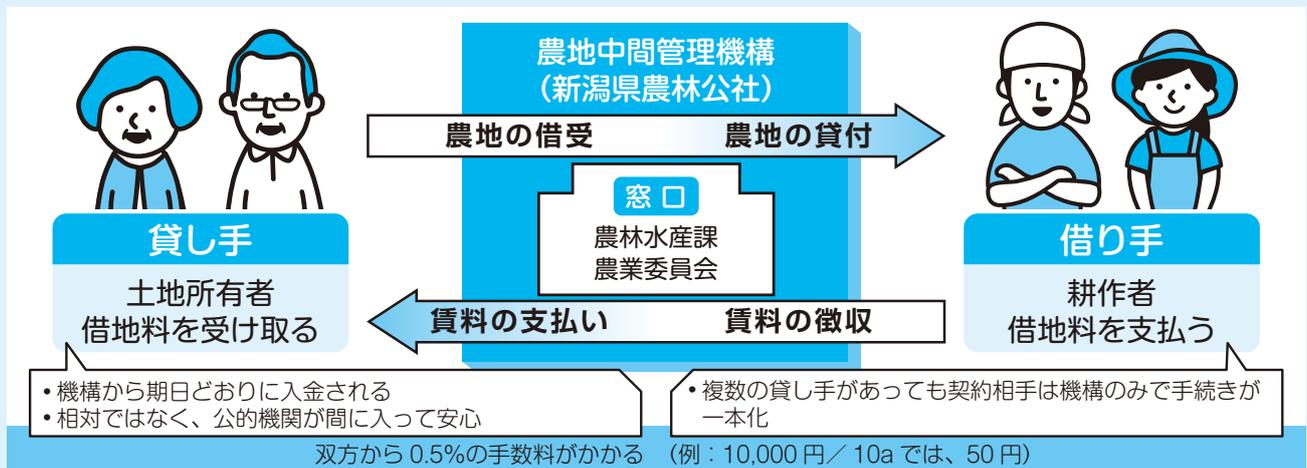
※ ②利用権設定 では、同一契約の期間延長ができる場合があります。

※ ②利用権設定 の満期を迎えていない既存契約は有効です。



農地中間管理事業とは？

- 農地の賃借は、農地中間管理事業（貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入る契約）が主になります。
- まずは、貸し手、借り手の双方で内容を確認しましょう。



- 機構から期日どおりに入金される
- 相対ではなく、公的機関が間に入って安心

- 複数の貸し手があっても契約相手は機構のみで手続きが一本化

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業新聞

● 月4回発行（毎週金曜日） ● 購読料／月700円

申込／農業委員会事務局へ

予告

次期の農業委員、農地利用最適化推進委員の募集が始まります。

令和8年7月に任期を迎える農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が11月中旬から開始になる予定です。この機会に農業委員、農地利用最適化推進委員になってみませんか。

- 毎月、月末に農業委員会総会があります。
- 任期：3年

※詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業委員活動

レポート

～地域農業を守るために～

私の担当する区域は歌外波・市振玉ノ木・上路地区で、主な対象地は上路地区です。

上路地区は昭和56年に圃場整備（約33ha）が完了していて当時はほぼ全戸が農業に携わっていましたが、機械化による省力化・住居移転による過疎化・高齢化・獣害被害等で離農者が続出し、現在は12ha程までに減少しています。圃場耕作者は6名、その中の若手集約耕作者が大半を耕作しているのが現状です。

集約農家のN君は6年ほど前から大型機械を導入し上路以外にも青海地内・今井地内でも耕作を始めておりますが、遠距離でもあり大変苦勞をしているようです。昨今の米不足騒動による米価の変動・肥料・燃料の高騰・従事者不足を考慮すると、これからの若い担い手が営農を続けることが大変な事と思います。「国民の主食米」を生産する担い手が将来に希望をもって営農を続けられる様に関係機



農業委員
松澤 隆一（上路）



関には、さらなる前向きな助成・補助政策を期待しています。

農業委員としての活動は、県・市職員の指導の下、地域計画に基づいた「耕作目標地図の作成」・集落協定の運営に参加協力をし、就農者に援助をしています。農用地の集約は一昨年未までにはほぼ終了していますが、従前の個々の「相対賃借契約」が多くなっています。集約耕作者には「農地中間管理機構」を通じた賃借契約を結ぶのが両者にとって有利ではないかと相談しています。また最近の数年は、猛暑の為、圃場用水不足が心配される様になり「取水箇所を整備」、「猪による畦畔崩壊・用水路際の崩壊と土砂混入経年老朽化による用水路の漏水」など耕作には必須の問題が多々あります。

前述したように少人数での圃場耕作者では、このような問題に対処するには無理があります。何とか私共高齢者であっても耕作している間に協力をして問題解決をしたいと思います。それが将来の担い手への応援になるものと考えます。

農業者年金

特徴

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・ 60歳未満（国民年金任意加入者の場合は65歳未満）
- ・ 年間60日以上農業に従事している
- ・ 国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）

- 保険料は全額社会保険料控除の対象
- 生涯受け取ることができる終身年金
- 仮に80歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

40歳までの加入なら一定要件を満たせば保険料の補助が受けられます

一定要件を満たせば、月額最高1万円の保険料補助が受けられます。
(35歳以上の方は月額最高6千円)

後継者がいなくても受給できます

現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する確定拠出方式です。後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する年金額に影響はありません。

※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付による経営継承も可能です。